

推進構想ワーキンググループ設置規則

(目的及び設置)

第1条 この規則は、「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会規約（以下、「規約」という。）」第3条第1号に定める事業を推進するため、規約第11条に基づき、推進構想ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置し、運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 ワーキングの構成員は、規約第4条に定める会員及び規約第11条に定めるオブザーバーの中から選任する。

- 2 ワーキングには、グループリーダーを置くものとする。
- 3 グループリーダーは、会長が兼ねるものとする。
- 4 グループリーダーは、ワーキングの事務を統括する。

(会議)

第3条 ワーキングはグループリーダーが招集し、グループリーダーが議長となる。

- 2 グループリーダーは、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(解散)

第4条 ワーキングは、目的が達成したとグループリーダーが認めたときは解散するものとする。

(庶務)

第5条 ワーキングの庶務は、規約第14条に定める事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、ワーキングの運営に必要な事項はグループリーダーが別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月6日から施行する。